

両漢代における公府・將軍府―政策形成の制度的変遷を中心に―

渡邊 将智

はじめに

両漢代の政治体制について、西嶋定生氏をはじめとする先学は、前漢武帝期以降、皇帝側近の尚書台を中核とする内朝が、「政策の立案と事実上の決定」を担う「政務担当機関」として機能し、その「執行機関」と化した丞相を首とする外朝を抑えて国政を主導していた、と論じてきた¹⁾。そのような皇帝側近による国政への関与をめぐる議論は、やがて尚書台を、両漢代、特に後漢における国政運営の中心的機関とみなす議論へと継承・展開された。その先駆的な研究として、鎌田重雄氏の所論を挙げることができる²⁾。鎌田氏は、前漢の武帝が内朝の中核たる尚書台を直接掌握して政務を執つて以降、両漢代を通じて、この官署は三公（前漢前半期は丞相・御史

大夫・太尉、後半期は大司馬・大司徒・大司空、後漢では太尉・司徒・司空）から実権を奪い、とりわけ後漢では、朝廷における議論に参加して「制度」を立案する機関として機能していた、とする。その上で、当時の外戚・宦官は、尚書台を掌握することによって専権を振るうことができた、としている。鎌田説は必ずしも西嶋氏の所論を直接にうけて論じたものではないが、前漢後半期に尚書台を中心に国政が運営されてきたとする点において、西嶋説と共通している。しかし、その想定範囲を後漢にまで拡大させている点において、鎌田説は西嶋説の発展型とみなし得る。

他方、富田健之氏は、西嶋、鎌田の両氏が内朝と尚書台を一体的にとらえて、それらの官署を「政務担当機関」とみなしている点を批判しつつも、両漢代の尚書台が国政運営において中心的役割りを果たしていたとする見解を、基本的に

継承した。³⁾その所論をまとめると、次のようになる。すなわち、尚書台とは、「省尚書事」機能（上奏文を決裁する機能とされるもの）を担う皇帝が三公以下の官僚機構を組織的に統御するための「皇帝官房」である。そして、当時は、かかる皇帝と一体化した存在である尚書台によって、組織的に統御・運用される官僚機構を中心とする政治体制、いわゆる「尚書体制」が布かれていた。そこで、両漢代の外戚・宦官は、この「尚書体制」を掌握することによって国政を主導していた、と。このように、富田氏は、従来の議論を発展的に継承し、「尚書体制」という新たな概念を提唱した。

以上のように、両漢代の尚書台の機能をめぐっては様々な議論があるものの、国政運営におけるこの官署の重要性に着目する点では、すでに理解は一致している。⁴⁾その見解を要言すれば次のようになる。すなわち、尚書台とは三公・九卿を抑えて国政を主導していた機関であり、前漢後半期以降、後漢に至るまで、皇帝は尚書台や「尚書体制」を活用して自身の支配権を確立していた。また、当時は外戚・宦官が専権を振るっていたが、彼らの勢力基盤は尚書台や「尚書体制」の掌握に求められる、と。かかる先学の所論は、尚書台を、国政運営を担う内朝の一員、ないしは内朝と性格を一にしていた皇帝側近とする観点から導き出されたものである。いかなれば、両漢代の尚書台の機能や政治的影響力は、内朝をめぐる議論の延長線上で論じられてきたのである。そのような

議論を代表する鎌田説と富田説は、それまで漢代という括りのなかに埋没しがちであった後漢を、それじたい固有の性格を有する時代として捉える立場から積極的に取り上げ、皇帝側近を国政運営における重要な存在とみなす西嶋氏以来の理解を、漢代全体の政治体制をめぐる議論へと昇華させた、と評価できよう。

しかし、先学の所論には重要な疑問点がある。第一に、先学は、百官の長である丞相や三公が、自身より下位の官によって構成される尚書台に、両漢代に一貫して抑えられていたとするが、そのようにみなし得るのであるか。というのも、鎌田、富田の両氏は、前漢後半期の皇帝側近を、国政運営上、重要な存在とみなす西嶋氏以来の見解を、そのまま後漢にまで拡大させて解釈しているからである。また、第二として、魏晉以降、漢代の政治体制がどのように発展・継承されたのか、という点にも目を向ける必要がある。

以上の問題点を解決し、両漢代の政治体制、および皇帝権力のあり方を解明するためには、これまで前漢に関する議論に引き摺られて解釈されてきた後漢に、むしろ焦点を合わせる必要がある。そして、当時の政策形成について、前漢からの経緯を踏まえ、かつ魏晉以降への展望を示しながら、公府（太傅府・三公府の総称。前者は太傅の擁していた幕府であり、後者は三公のそれである）・將軍府（將軍の擁していた幕府）の果たしていた機能に分析の主眼を置いて、再検討し

なければならぬであろう。⁵そこで本稿では、右の問題を再検討することを通じて、両漢代の政治体制、および皇帝権力のあり方について考察することにした。⁶

一 後漢の尚書台と政策形成

後漢の尚書台について、楊樹藩、薩孟武、周道濟氏ら先学は、政策案の作成・審議に参加する形で政策形成に関与し、国政運営の中心的機関として機能していた、としている。⁷その論拠として、先学は卷四三朱暉列伝をたびたび挙げている。そこには、朱暉の尚書僕射在官時のこととして

是の時、穀、貴く、縣官の經用、足らず。朝廷、之を憂う。尚書張林、上言すらく、「穀の貴き所以は、錢の賤きの故に由るなり。盡く錢を封し、一に布帛を取りて租と爲し、以て天下の用を通ずべし。又た鹽は食の急なる者なれば、貴しと雖も、人、須いざるを得ずんば、官、自ら鬻るべし。又た宜しく交阡・益州の上計吏の往來するに因りて、珍寶を市い、其の利を收采すべし。武帝の時の所謂均衡なる者なり」と。是に於いて諸尚書に詔して通議せしむ。(朱)暉、林の言に據りて施行すべからざらんことを奏す。事、遂に寝む。

とあり、皇帝が尚書台に「尚書通議」を開催させ、尚書張林の提言した経済政策案を審議させた様子が記されている。こ

の「尚書通議」について、楊樹藩氏は、尚書台によって日常的に開催される政策審議の場としている。また、富田健之氏も、皇帝の諮問に応じて「政策の高度化」を図り、その国政運営を輔翼する「尚書官合同会議」と解している。⁸

このように、先学は、「尚書通議」を尚書台によって日常的に開催された会議とみなしている。ところが、「諸尚書に詔して」とあるように、この会議は詔によって召集されている。しかも、尚書が三公や九卿と集議に参加した事例は史書に見えるものの、⁹尚書台において「尚書通議」のごとき会議が開催されている事例は、朱暉列伝以外には見出せない。これらのことから、「尚書通議」という会議は臨時的に召集されたものと解される。すると、尚書台は政策案を審議する通常の機関ではなかったのではあるまいか。

ところで、右の朱暉列伝において、尚書張林は皇帝に経済政策案を提言している。このように、後漢の尚書は政策案を作成し、それを皇帝に上奏することができた。ただし、張林が政策案を提言した後、尚書僕射朱暉が反対意見を提出していることから、政策案の作成は尚書台において専権的に認められていたわけではなく、実際には、この官署の属僚が個人で作成し、上奏していたと考えられる。しかも、かかる個人による政策案の作成・上奏は、両漢代を通じて、尚書台の属僚以外の者も行っており、¹⁰官吏であれば誰でもなし得る行為であった。したがって、後漢の尚書台は、必ずしも政策案を

作成する機関として特化されていたわけではない、といわざるを得ない。

二 後漢の公府・將軍府と政策形成

前節での検証から、これまで後漢における政策形成の中心の機関とみなされてきた尚書台は、必ずしもそのような機関ではなかった、ということがうかがえた¹¹⁾。すると次に、当時の官署が右のような機関として機能していたのが問題となろう。そこで注目されるのが公府と將軍府である。これらの官署は、『統漢書』「百官志」に見えるように、長史・司馬や掾属などの属僚によつて構成されていた。その政治的機能については、尚書台を国政運営の中心的機関とする見方が一般的であったため、従来、ほとんど注目されてこなかった¹²⁾。特に、三公の政治活動や機能については、これまでも論じられてはきたものの、これらの官が国政に関与する際に、三公府が如何なる役割りを果たしていたのか、という問題は、重視されてこなかったように思われる¹³⁾。しかし、当時、公府と將軍府がわざわざ設置されていたことからすると、これらの官署は、府主である三公や將軍の政治活動に不可欠な存在であったのではなからうか。このような問題意識のもと、以下、公府と將軍府の政治的機能について分析してみよう。

『北堂書鈔』卷六八所引謝承『後漢書』に

馮岱、字は徳山。司徒劉寵府に辟せられ、四府の掾屬と並びに臺に詣り、邊事を集議す。

とあり、「四府」が辺境対策について協議している¹⁴⁾。「四府」とは、太傅府あるいは大將軍府と三公府の総称である。卷八靈帝紀・建寧元年条によると、劉寵の司徒就任は、大將軍竇武が誅殺されて胡広が太傅に就任した建寧元年（一六八）のことであるから、右の史料に見える「四府」は太傅府と三公府を指す。したがって、謝承『後漢書』の記事は、靈帝が太傅府・三公府にのみ国政の重要案件について協議させ、政策案を作成させたことを示すものとなる。しかも、この時、馮岱は「四府の掾屬」とともに協議している。このことから明らかかなように、府主は自身の属僚をともなつて協議に参加し、皇帝すなわち国家のために政策案を作成していたのであった。ところで、卷六一周舉列伝に、順帝の擁立に功績のあつた孫程が、失脚して就国させられた時のこととして

時に孫程等、表を懷き殿に上りて功を争うことに坐す。
（順）帝、怒り、悉く徙して遠縣に封じ、洛陽令に勅して期を促して發遣せしむ。（周）舉、朱伉に説きて曰く、
「朝廷、西鍾の下に在りし時、孫程等に非ざれば豈に立たんや。……今、其の大徳を忘れて、其の小過を録し、如し道路に夭折すれば、帝に功臣を殺すの譏り有らん。今に及ぶまで未だ去らざれば、宜しく急ぎ之を表すべし」と。……伉、乃ち表して諫む。帝、果たして之に従う。

とある。それによると、司徒府の属僚である周挙が、府主の朱俔に対して、孫程の就国を中止して順帝が非難されるのを防ぐよう進言し、それをうけて朱俔が上疏している。また、卷六九何進列伝に

(中平) 五年、天下、滋々亂れ、氣を望みし者、以爲えらく、「京師、當に大兵有りて、兩宮、流血すべし」と。

大將軍司馬許涼・假司馬伍宏、(何)進に説きて曰く、

「太公六韜に、「天子の兵事を將いること有らば、威を以て四方を厭うべし」と。進、以て然りと爲し、入りて之を(靈)帝に言う。是に於いて乃ち進に詔して大いに四方に兵を發し、平樂觀の下に講武せしむ。

とあり、大將軍府の司馬と大將軍營の仮司馬が、大將軍何進に対して、軍事訓練を実施して皇帝の威信を示すよう進言し、その意見を採用した何進が皇帝に直接提言している。一見すると、これらの記事に見える属僚は、府主の便宜をはかるために私的に進言しているかのごとくである。だが、先に確認したように、公府・將軍府の属僚は協議に参加し、皇帝すなわち国家のために政策案を作成していた。しかも、右の史料において属僚の進言している政策案は、府主の便宜をはかるためのものではなく、すべて皇帝の權威や威信を保つことを目的としたものである。このように、属僚の作成した政策案の内容がいずれも国家や皇帝に関わるものであることから、右の史料に見える府主と属僚とのやり取りは、謝承『後漢書』

に見える協議と同じ性格を有していたと考えられる。とすれば、周挙列伝と何進列伝は、公府・將軍府において、府主と属僚とが正規の政策案作成手順に則り、協議によって政策案を作成していた様子を示すものとなる。

さて、永田英正・渡辺信一郎の両氏によると、漢代において、国政の重要案件は、皇帝から集議(丞相や三公・九卿以下の官僚を招集して開催された「諮問会議」とされるもの)に下げ渡され、そこでの審議結果を踏まえて皇帝に決裁されていた¹⁷⁾。後漢におけるその一例として、卷四五袁安列伝に

(竇)憲、日々己の功を矜り、恩を北虜に結ばんと欲す。

乃ち降者左鹿蠡王阿修を立てて北單于と爲し、中郎將を置きて領護せしめ、南單于の故事の如くせんことを上る。事、公卿に下り議せしむ。太尉宋由・太常丁鴻・光祿勳耿秉等十人、議し、許すべしと。

とあり、太尉宋由ら一〇名の三公・九卿が単身で集議に参加して、政策案の実施の可否を審議している。このように、作成された政策案は、集議において、その実施の可否を審議されていた。ところで、廖伯源・渡辺の両氏によると、漢代では公府・將軍府による審議も行われていた。渡辺氏は、その審議を「三府議」と呼称し、属僚を含めた「宰相府の全体会議」とみなしている。かかる審議について、例えば、卷二四馬援列伝に

初め、(馬)援、隴西に在り、上書して言う、「宜しく舊

の如く五銖錢を鑄るべし」と。事、三府に下る。三府、奏して以爲えらく、「未だ許すべからず」と。事、遂に寝む。

とある。文中の「三府」とは三公府の総称であるから、右の記事は、皇帝が九卿以下の官僚を招かず、三公府にのみ、五銖錢鑄造の実施の可否を審議させたことを示している。他方、卷四八応奉列伝附応劭列伝には

中平二年、漢陽の賊邊章・韓遂、羌胡と與に寇を爲し、東のかた三輔を侵す。時に車騎將軍皇甫嵩を遣わし、西のかた之を討たしむ。嵩、烏桓をして三千人を發せしめんことを請う。北軍中候鄒靖、上言すらく、「烏桓の眾、弱ければ、宜しく開きて鮮卑を募るべし」と。事、四府に下る。大將軍掾韓卓、議して以爲えらく、「……若し靖をして鮮卑の輕騎五千を募らしむれば、必ず敵を破るの效有らん」と。

とあり、北軍中候鄒靖が車騎將軍皇甫嵩の烏桓派兵案に反対した際、靈帝はその実施の可否を「四府」に審議させている。その席上、大將軍府の属僚である大將軍掾が発言しているで、ここでの「四府」は大將軍府と三公府を指す。このように、後漢の三公・將軍は、政策案実施の可否について審議する場に、属僚をともなつて参加していたのである。

以上のように、後漢では、三公・九卿以下の官僚が属僚をともなわずに政策案を審議する場合と、三公・將軍が属僚を

ともなつて審議する場合とがあつた。ここで特に注目すべきは、いずれの審議においても、尚書台が機関として参加していなかつたことである。むしろ、当時、政策案の審議に機関として参加していたのは、公府・將軍府の方であつた。

三二 公府・將軍府による政策形成の開始

(一) 前漢武帝期の政策形成

これまで述べてきたように、後漢の公府・將軍府は政策案の作成・審議に機関として参加していた。では、このような政策形成は、いつ頃、如何なる目的のもとで開始されたのであろうか。その経緯を明らかにするためには、先学がたびたび議論の対象としてきた、前漢における政策形成のあり方について再検証しなければならぬ。

前漢武帝期の政策形成について、西嶋定生氏は、武帝が外朝による国政運営をあらため、皇帝側近による運営形態へと移行させた結果、内朝が「政策の立案と事実上の決定」を担う「政務担当機関」として機能するようになり、一方で外朝はその「執行機関」と化した、としている。これに対して、富田健之氏は、内朝は政策形成に関与しておらず、むしろ、蔽助・主父偃などの側近官僚群が「皇帝官房」としての役割りを帯びて「政策を企画立案」していた、としている。これら武帝と個人的紐帯によって結ばれていた側近官僚が、果た

して「皇帝官房」として機能していたのか否かはしばらく措くとしても、『史記』卷一二主父列伝には、中大夫主父偃が推恩の令を発案した時のこととして

(主父)偃、上に説きて曰く、「……願わくば陛下、諸侯をして恩を推して子弟を分かち、地を以て之を侯とすることを得しめん。……」と。是に於いて、上、其の計に従う。

とある。したがって、当時、側近官僚が政策案を作成し、それを皇帝に直接提言していたことは確かである。

ただし、これとは別に、武帝期には丞相も政策案を作成していた。『漢書』卷六四嚴助伝に、丞相公孫弘について

東閣を開き、賢人を延きて與に謀議し、朝覲するごとに事を奏して、因りて國家の便宜を言う。

とあり、彼は「東閣」を開いて招いた「賢人」と「謀議」し、そこで作成した政策案を皇帝に奏上している。ここでの「東閣」とは、右の記事に対応する『漢書』卷五八公孫弘伝に

數年にして宰相に至り封侯せらる。是に於いて客館を起し、東閣を開きて以て賢人を延き、與に謀議に參ぜしむ。

とあり、その顔師古注に

閣は、小門なり。東向して之を開き、庭門に當たるを避けて賓客を引き、以て掾史・官屬を別つなり。

とあるように、丞相の政庁の門である。他方、「謀議」は、

正式の官吏ではない賓客との間で行われている。一見すると、それは正規の政策案作成手順に含まれない密談であるかのごとくである。ところが、『漢書』卷二五郊祀志上に、文帝が渭水の南岸で五帝を祀った時のこととして

文帝、親ら霸・渭の會に拜し、以て渭陽に五帝を郊見す。……是に於いて、……博士・諸生をして六經の中より刺して「王制」を作り、巡狩・封禪の事を謀議せしむ。

とあり、中央官の博士ら公的な立場にある者たちが文帝の命を受けて、封禪などの国家事業について「謀議」している。

このように、「謀議」という語は正規の政策案作成を示す場合に用いられている。右の嚴助伝に見えるように、公孫弘が賓客と「謀議」した結果が国政運営に反映されていたことからすると、武帝期には、丞相が個人的紐帯によって結ばれた賓客を自身の政庁に招き、彼らと協議の上で政策案を作成する場合もあったことになる。したがって、この当時、内朝のみが政策形成を担っていたとみなすのは困難であろう。

ところで、先述したように、一般に漢代では、上奏された政策案は集議において審議された後、皇帝によって決裁された。その一方で、『史記』卷二九河渠書に、武帝期のこととして

其の後、人の上書するもの有り、褒斜道を通して漕を及ぼさんことを欲す。事、御史大夫張湯に下る。湯、其の事を問い、因りて言う、「蜀に抵るに故道に従う。故道

は阪多く、遠きを回る。今、褒斜道を穿たば、阪少なくして、近きこと四百里。……」と。天子、以て然りと爲す。

とある。それによると、武帝から褒斜道の建造案を下げ渡された御史大夫張湯は、提案者の意見を聴取して審査した後、その実施の可否に関する自分の意見を上奏している。『史記』卷一二「酷吏列伝」

（張）湯、朝する毎に事を奏し、國家の用を語る。日、晏くして、天子、食を忘る。丞相は充位を取るのみにして、天下の事、皆な湯に決す。

とあるように、張湯は武帝の信頼厚い人物であった。すると、武帝は寵臣を指名し、その人物に政策案実施の可否を審査させていたことになる。

以上のように、前漢武帝期には、武帝と個人的紐帯によって結ばれた官僚が政策案の作成・審査に参加していた。また、丞相府では、府主である丞相が賓客を招き、彼らとともに政策案を作成していたのである。このような個人的紐帯に依拠する政策形成が武帝期に実施されていた点に、注目すべきである。

（二） 霍氏政権下の政策形成

右のような個人的紐帯に依拠する政策形成は、武帝崩御後にも続いた。だが、その様相は従前とは多少異なってくる。

周知のとおり、昭帝、宣帝期前半には、武帝の遺詔をうけた外戚の霍光が執政し、国政を主導していた。この霍氏政権下の政策形成について、例えば西嶋定生氏は、霍光は「政務担当機関」たる内朝を掌握して、政策形成に関与していた、としている²²。その見解は、「領尚書事」を帯びた霍光が内朝の中核とされる尚書台を掌握していた、とする理解から導き出されたごとくである。しかしながら、この時期に尚書台が政策案の作成・審議に参加していた様子は、『史記』・『漢書』・『漢紀』などに見えない。『史記』卷一〇七魏其侯列伝に

孝景の時、魏其、常に遺詔を受けて曰く、「事、有りて便ならざれば、便宜を以て上に論ぜよ」と。繋せられ、灌夫の罪、族に至らんとするに及び、事、日々急なれども、諸公の敢て復た上に明言するもの莫し。魏其、乃ち昆弟子をして上書して之を言わしめ、幸いにして復た召見を得んとす。書、奏上せらる。而るに尚書を案ずるも、大行に遺詔無し。

とあり、尚書台において景帝の遺詔の有無を調べていることから分かるように、そもそも尚書台は、詔をはじめとする文書の収蔵など、文書行政を専権的に担っていた官署である。そうである以上、この官署を政策形成に専権的に関与していた機関と解するのは困難であろう。永田英正氏は、内朝による審議は皇帝の「諮問会議」である集議の一つで、丞相・御史大夫の過失や犯罪行為を糾弾する一種の「監察機関」とし

て機能していた、とする⁽²³⁾。また、米田健志氏は、右の永田氏の説を踏まえた上で、内朝は政策形成を担う機関ではなく、皇帝の「諮問機関」として機能していた、としている⁽²⁴⁾。これら両氏の見解に拠るならば、従来、定説として理解されてきた、国家の政策形成に関与していたとされる内朝の姿は、想定しづらくなるのではなからうか。とすれば、霍光が政策形成に関与するにあたって、内朝が重要な役割りを果たしていたとみなすことは困難とならう。

それでは、霍光は如何なる形で政策形成に関与していたのであるうか。ここで、霍氏政権下の中央官任官者について確認してみると、『漢書』卷六六楊敞伝に

楊敞は、華陰の人なり。大將軍の莫府に給事し、軍司馬と爲る。霍光、之を愛厚し、稍々遷りて大司農に至る。……後に御史大夫に遷り、王訢に代わりて丞相と爲る。

とあるように、楊敞は霍光の大將軍府の軍司馬となった後、大司農・丞相などを歴任した。他方、同卷九〇酷吏伝には(田)延年、材略を以て大將軍の莫府に給事す。霍光、之を重んじ、遷して長史と爲す。……選を以て入りて大司農と爲る。

とあり、霍光の大將軍府の長史となった田延年は、後に大司農に就任している。同卷六八霍光伝には、燕王劉旦(昭帝の兄)や左將軍上官桀らの霍光に対する弾劾文が載録されている。その文中に

大將軍長史(楊)敞、功亡くして搜粟都尉と爲る。又た擅に調して莫府の校尉を益す。(霍)光、專權自恣して、疑うらくは常に非ざるに有り。

とあるように、昭帝期前半、霍光は独断で自身の属僚を任命し、そのことが、霍光と政務を分掌していた上官桀らの批判の対象となっていた。とすると、楊敞や田延年も、この時期に大將軍府の属僚になったと考えて大過ないであらう。同卷一九・百官公卿表下によると、楊敞が大司農・丞相などを歴任したのは、元鳳元年(前八〇)に霍光が上官桀を誅殺して支配権を確立した後のことである。また、田延年は、楊敞の丞相就任と同じ元鳳六年(前七五)に大司農に就任している。このように、上官桀誅殺後の丞相や九卿は、霍光の大將軍府の元属僚を中心に構成されていた。

以上の点を踏まえて『漢書』卷六〇杜周伝附杜延年伝を見てみると、太僕杜延年について 國家の武帝の奢侈、師旅の後を承くるを見、數々大將軍(霍)光の爲に言う、「年歳、比りに登あがらず、流民、未だ盡く還らざれば、宜しく孝文の時の政を修め、示すに儉約寛和を以てすべし。天の心に順いて、民の意を説かば、年歳、宜しく應ずべし」と。光、其の言を納る。賢良を擧げ、議して酒榷鹽鐵を罷むるは、皆な(杜)延年より之を發す。

とあり、彼の立案した政策が霍光に採用され、実施されてい

る。杜延年は、同伝前段に

昭帝、初めて立ち、大將軍霍光、政を乗るや、延年の三公の子にして、吏材、餘有るを以て、軍司空に補す。……左將軍上官桀の父子、蓋主・燕王と與に逆亂を爲さんことを謀る。……延年、以て聞し、桀等、寧に伏す。……延年は本より大將軍霍光の吏にして、首めに大姦を發きて、忠節有り。是れに由りて擢んで太僕・右曹と爲り、給事中。

とあるように、もとは霍光の大將軍府の属僚で、上官桀誅殺直後、太僕に昇進した人物である。すると、霍光は中央官に任官した元属僚から意見を聴取し、それに基づいて政策案を作成していたことになる。先に確認したように、霍氏政権下では、霍光の元属僚の多くが丞相・九卿に任官していた。そのことを勘案すると、この政権において、政策案の作成は、朝廷全体に張り巡らされた霍光と官僚との個人的紐帯を軸に行われていたことになる。かかる政策案作成の手順は、側近官僚との紐帯に依拠して政策案を作成していた武帝のそれと類似している。このように、人臣が皇帝と同じような形で政策案を作成していたという点において、霍氏政権は極めて特異な政権であったといえよう。

さて、右のような経緯を経て作成された政策案は、上奏後、どのように扱われたのであろうか。先に検討したように、武帝期には、武帝の寵臣や集議に招集された官僚によって、政

策案実施の可否が審査・審議されていた。ところが、『漢書』の霍氏政権に関する記事からは、そのような形で政策案が審査・審議された形跡は見出せない。そもそも、当該期には、皇帝を輔佐していた霍光が、朝廷全体に張り巡らせた個人的紐帯に基づいて政策案を作成していたので、実際に上奏された政策案は、当然、霍光の意向に沿ったものであった。それゆえ、霍光によって擁立された昭帝や宣帝は、その政策案を無視することができず、審査・審議にかけることなくそのまま採用して、実施を許可せざるを得なかったのであろう。とするならば、当時は、霍光が皇帝に代わって事実上の政策決定権を掌握するという、特異な状況下に置かれていたことになる。

(三) 霍氏政権以降の政策形成

これまで述べてきたように、霍光は中央官に就任していた元属僚との個人的紐帯を軸に政策案を作成し、事実上の政策決定権を握っていた。では、霍氏政権以降、政策案はどのように作成・審議されたのであろうか。ここで注目されるのが、『漢書』卷七七卅将隆伝である。そこには、成帝期のこととして

大司馬車騎將軍王音、内に尚書を領して、外に兵馬を典り、故を躡ぎ選びて從事中郎を置き、謀議に與參せしむ。とあり、大司馬車騎將軍王音が、車騎將軍府（車騎將軍の幕

表1 公府・將軍府による政策案審議

時期	参加者	提議の形態	議題	出典
光武帝期	三公	皇帝の発議	北匈奴との和親の可否	卷八九南匈奴列伝
光武帝期	三公	官吏からの上奏	五銖銭再発行の可否	卷二四馬援列伝
光武帝期	三公	官吏からの上奏	司隸校尉による三公の監察の可否	卷三六陳元列伝
光武帝期	三公	官吏からの上奏	法令の改定の可否	『北堂書鈔』卷五六所引『統漢書』
章帝期	三公	官吏からの上奏	正月に「太簇之律」・「雅頌之音」を演奏することの可否	『統漢書』律曆志上劉昭注所引薛瑩『後漢記』
靈帝期	大將軍・三公	官吏からの上奏	鮮卑と烏桓のいづれを羌人討伐に派兵するのか	卷四八応奉列伝附応劭列伝
靈帝期	太傅・三公	?	辺境対策	『北堂書鈔』卷六八所引謝承『後漢書』
靈帝期	三公	官吏からの上奏	曆法の改定の可否	『統漢書』律曆志中

府)の属僚である従事中郎と「謀議」していたと記されている。先に確認したように、「謀議」とは正規の手続きに則る政策案作成を示す語であるから、右の記事に見える王音は、自身の属僚との協議によって政策案を作成していたことになる。ところで、宣帝期に、对羌戦争の影響によって、隴西地域が食糧難に見舞われた時、京兆尹張敞がその打開策を提言した。これをうけて、宣帝はその実施の可否を左馮翊蕭望之・少府李彊らに審議させた。審議の結果、蕭望之らは張敞の策の実施に反対したのであるが、

その後の様子について、『漢書』卷七八蕭望之伝に次のようにある。

是に於いて、天子、復た其の議を兩府に下す。丞相・御史、以て張敞に難じ問う。(張)敞、曰く、「……」と。(蕭)望之・(李)彊、復た對えて曰く、「……」と。時に丞相魏相・御史大夫吉も亦た以爲えらく、「羌虜の且に破られんとすれば、轉輸、略は相給するに足らん」と。遂に敞の議を施かず。

ここでは、宣帝が「兩府」すなわち丞相府(丞相の幕府)と御史大夫府(御史大夫の幕府)に政策案を下げ渡したことをうけて、丞相と御史大夫が政策案の作成者らの意見を聴取し、その上で、実施の可否に関する自分たちの見解を提出している。先述したように、後漢の三公・將軍は政策案を審議する際に属僚をともなって参加していた。そのことを敷衍すると、前漢の三公・將軍もまた審議の場に属僚をともなって参加していたことになる。このように、霍氏政権以降、公府・將軍府は政策案の作成に参加する一方、皇帝から下げ渡された政策案の実施の可否を審議するようになったのである。

さて、ここであらためて「兩府」について確認してみると、この語は『史記』には見えず、『漢書』においても武帝期以前の記事には登場しない。ところが、「兩府」という語は、『漢書』の霍氏政権崩壊以降の記事に頻見するようになる。しかも、その語が登場し始める時期は、公府と將軍府が政策

形成に関与し始めた時期と一致している。すると、これら政策形成を担う機関としての「兩府」は、宣帝期後半になってはじめて出現したことになる。言い換えれば、公府・將軍府による政策形成は、「兩府」の認識の確立にともなって開始されたのである。とはいえ、前漢後半期に公府・將軍府による政策案の審議が実施されたことを示す事例は、史料上、それほど多くは確認できない。だが、むしろここでは、これらの官署による政策形成が霍氏政権崩壊後に出現した点にこそ注目される。

かかる前漢後半期を経て、後漢になると、公府・將軍府の政策形成に関与する事例が頻見するようになる。特に、それらの官署による政策案の審議は、表1に見えるように、通時的に実施されるようになった。いかなれば、公府・將軍府による政策形成への関与は、後漢に至って一般的になったわけである。このように、霍氏政権以前の個人的紐帯に基づく政策形成は、その政権の崩壊後、公府・將軍府によるものと次第に改められ、後漢に至って一般的になったのであった。

四 公府・將軍府による政策形成とその発展

これまで分析してきたように、前漢の霍氏政権崩壊後に開始された公府・將軍府による政策形成は、後漢になると一般的になった。では、何故、前漢後半期にそのような形の政策

形成が出現したのであるか。先述したように、霍氏政権における政策形成の特徴は、①霍光と中央官に就任していた元属僚との個人的紐帯に基づく政策案作成、②それにとまなう事実上の政策決定権の掌握、であった。これら二点は、当時、霍光が政策形成を掌握するという特異な状況下に置かれていたことを物語っている。そのような形で国政運営を主導していた霍氏政権に対して、宣帝は、『漢書』巻七四魏相伝に

大將軍霍光、薨す。……（魏）相、平恩侯許伯に因りて封事を奏して言う、「……今、光、死すとも、子、復た大將軍と爲り、兄の子、樞機を乗りて、昆弟諸壻、權勢に據りて兵官に在り。……宜しく其の權を損奪するを以て、陰謀を破散し、萬世の基を固くするを以て、功臣の世を全くすること有るべし」と。……宣帝、之を善しとし、詔して相を給事中とし、皆な其の議に従う。

とあるように、霍光死後、霍氏の権力削減を志向するようになった。さらに、それと前後して、①のような政策案作成手順が廃止され、集議による政策案の審議が再開された。右で述べたような宣帝の政治姿勢を勘案すると、かかる一連の改変は、霍氏の権力を削減することを目的としていたとみなして差し支えなからう。つまるところ、右のような改変は、それまで霍光という一個人に掌握されていた政策形成を正常な状態に戻すために実施されたのである。

かような状況のもとで、「兩府」の認識が確立し、公府・

表2 後漢における公府・將軍府による政策案作成

時期	立案者	政策案の内容	皇帝の決裁	審議の有無	出典
順帝期	梁商(大將軍)、李固(大將軍府の從事中郎)	太尉王龔の釈放	○	×	卷五六王龔列伝
順帝期	李郃(司徒)、周挙(司徒府の属僚)	閻太后への朝見の継続	○	×	卷六一周挙列伝、 『後漢紀』卷一七安 帝紀下・延光四年条
順帝期	朱伉(司徒)、周挙(司徒府の属僚)	冤罪である孫程らの就国の中止	○	×	卷六一周挙列伝
靈帝期	何進(大將軍)、許涼(大將軍府の司馬)、伍宥(大將軍營の仮司馬)	軍事訓練の実施	○	×	卷六九何進列伝

注) 公府・將軍府が皇帝に進言したことが明らかな事例のみ取り上げた。
「皇帝の決裁」欄の「○」は、皇帝が政策案を実施したことを示す。

將軍府による政策案の作成・審議が開始されたわけであるが、では、右のような形の政策形成は、先述した霍氏政権以降の政治状況と如何に関わっていたのであろうか。先に分析したように、公府・將軍府による政策案の作成は、朝廷全体に及ぶ個人的紐帯に依拠していた霍氏政権のそれとは異なり、あくまでも当該官署の内部において、属僚が参加する形で実施されていた。また、前掲『漢書』蕭望之伝からうかがえるように、霍氏政権以降の政策案の審議は、武帝と個人的紐帯によって結ばれていた官僚が政策案を審査していた時期とは異なり、丞相府・御史大夫

府・將軍府といった複数の官署が合同で行っていた。いうなれば、霍氏政権以降の政策形成は、それまでの特定の人物に権限の集中しやすい状態から脱却し、複数の官署・官僚によるものへと制度的に整えられたのである。つまるところ、公府・將軍府の政策形成への関与は、霍光のような独裁的に権力を行使する権臣の出現を防ぎ、皇帝による一元的支配を取り戻すべく開始されたものであったといえよう。

こうした目的のもとに開始された公府・將軍府による政策形成は、やがて後漢になると一般的になった。とはいえ、そのことをもって、ただちに後漢の皇帝権力が強化されたといふのは困難であろう。表2は、後漢の公府と將軍府が政策案を作成し、それを皇帝に進言したことが明らかな事例を一覧にしたものである。それによると、右の官署において作成された政策案は、皇帝によって例外なく裁可され、実施されている。しかも、その場合、皇帝は政策案を審議にかけることなく裁可しているのである。このように、公府・將軍府において作成された政策案が、事実上、そのまま皇帝に採用されていることから、それらの官署は、皇帝が意思決定をする際に無視し得ないほどの強い影響力を有していたといえる。とすると、大將軍に任官していた外戚ら府主は、その権限の運用次第では皇帝権力を掣肘し得たことになろう。

以上を要するに、公府と將軍府は、皇帝支配を取り戻すことを目的として、政策形成への関与を専制的に認められた。

しかし、それが一般的になって制度的に整備されるにつれて、これらの官署は皇帝権力を掣肘する危険性を帯びた存在へと変貌したのであった。

最後に、右のような両漢代における政策形成が、それ以降の時代にどのように受け継がれていったのか、その見通しを簡単に述べておきたい。三国魏において、吏部尚書を擁する尚書台は、国政の重要事項である人事に関与していた。しかし、この官署が政策案の作成・審議に機関として参加していた様子はうかがえない。その一方で、後漢において一般的となった公府・將軍府による政策形成への関与は、霸府に受け継がれていったようである。周知のとおり、漢魏交替期以降、魏晉南北朝期にかけて、権臣が公府や將軍府を擁して霸府を形成し、皇帝に代わって国政を主導する事態が生じた。²⁶この霸府の一つに数えられる漢魏交替期の曹操の丞相府について見てみると、『三国志』魏書卷一一 邴原伝に、丞相府の属僚である東曹掾に任官した崔琰について

崔琰、東曹掾と爲るや、記もて讓めて曰く、「徵事邴原・議郎張範は、皆な徳を乗りて純懿、志行忠方なり。清靜にして以て俗を厲つしくするに足り、貞固にして以て事を幹するに足る。所謂龍翰鳳翼にして、國の重寶なり。擧げて之を用い、不仁なる者をば遠ざけん」と。涼茂に代わりて五官將長史と爲る。

とあり、彼が曹操に人事政策案を提言したことをうけて、人

事異動が実施されている。右に見える霸府による政策案作成は、その属僚が作成に参加している点において、両漢代の公府・將軍府によるそれと運用方法が類似している。このことに加えて、後漢の公府・將軍府が皇帝権力を掣肘し得るほどの影響力を有していた点を勘案するならば、皇帝権力に對時的な存在である霸府は、それらの官署の究極形として位置づけられるであろう。

おわりに

本稿では、両漢代の政治体制と皇帝権力のあり方を説明する一環として、後漢における政策形成、特に政策案の作成・審議の制度的変遷を、前漢からの経緯と、魏晉以降への展開を視野に入れつつ分析した。その結果、以下の事柄を検証した。すなわち、後漢において政策形成への関与を専權的に認められていた官署は、従来想定されてきた尚書台ではなく、公府と將軍府であった。かかる政策形成を担う機関としての公府・將軍府は、前漢の武帝や霍光が自分と個人的紐帯によって結ばれていた官僚に政策案を作成・審査させていた時期には存在しておらず、宣帝期の霍氏政權崩壊後にはじめて出現した。つまり、公府・將軍府による政策形成は、それらの機関の出現と同時に開始されたのである。その目的は、霍光が、元属僚との個人的紐帯に依拠して政策案を作成することを通

じて、事実上の政策決定権を掌握していた、極めて特異な状況を是正し、権臣の出現を未然に防いで皇帝支配を取り戻すことにあった。かくして、霍氏政権以前の個人的紐帯に依拠していた政策形成は、その政権の崩壊後、公府・將軍府という機関によるものへと次第に制度的に整えられ、後漢になるとそれが一般的になった。ところが、このような制度的発展にともなう、公府・將軍府は皇帝の意思決定を左右するほどの大きな政治的影響力を有するようになり、皇帝権力を掣肘し得る危険性ははらんだ存在へと変貌を遂げたのである。

そして、魏晉南北朝期になると、これらの官署の究極型と見られる覇府が登場して、皇帝権力と対峙したのであった。

以上の検討結果から、①前漢後半期の皇帝は、公府と將軍府を政策形成に関与させて利用し、自身の支配体制を取り戻そうとしていた、②後漢の公府・將軍府は、制度的発展にともなう、皇帝権力を掣肘し得る存在へと変化した、③魏晉以降の覇府は公府・將軍府の究極形と想定される、という三点が浮き彫りとなった。すると、前漢後半期以降、後漢に至るまで一貫して、尚書台は三公の実権を奪って国政運営の中心的機関として機能していたわけではない、ということになる。むしろ、当時の政治体制は時期に応じて変化を見せていたことなる。それと同時に、両漢代の皇帝が尚書台を活用して支配権を確立していた、とはみなし難くなる。そこで、当時の政治体制と皇帝権力のあり方をより明らかにするため

には、これまで捨象されてきた公府・將軍府の政治的機能に注目しながら検討していく必要がある。

また、先学は、両漢代にたびたび専権を振るっていた外戚・宦官の勢力基盤を、尚書台の掌握の有無に求めてきた。しかし、今回の検討結果に大過ないとすれば、彼らの勢力基盤については、公府・將軍府の機能を踏まえつつ、あらためて分析していかなければならないであろう。さらに、先学の所論の背景となっている、内朝と尚書台のあり方を一体的に理解しようとする考え方についても、再検討していかなければならない。

ところで、本稿では、魏晉南北朝期の覇府を後漢の公府・將軍府の究極型と想定した。ただし、そのように位置づけるためには、公府・將軍府から覇府への変遷過程を説明しなければならぬ。そこで、まず公府・將軍府の機能を分析し、それによって、後漢における政治体制の全体像を体系的に明らかにする必要がある。その検討を進めるにあたっては、三公・將軍といった府主や尚書台の機能、外戚・宦官の政治活動、さらには官吏登用制度など公府・將軍府をとりまく諸制度のあり方をも視野に入れなければならない。これらの問題については、次稿以降で論じることとする。

注

(1) 西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治的背景―」(『古代史

- 講座』一一、一九六五年。後に同氏『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年に収録。西嶋氏と同様の見方を示しているものとして、桜井芳朗『秦漢時代』（和田清編『支那官制発達史』、汲古書院、一九四二年所収）、勞幹A『論漢代の内朝与外朝』（『中央研究院歴史語言研究所集刊』一二三、一九四八年。後に同氏『勞幹學術論文集』甲編、芸文印書館、一九七六年所収）、B『漢代尚書の職任及其内朝的關係』（『中央研究院歴史語言研究所集刊』五一、一九八〇年。後に同氏『古代中国の歴史与文化』、聯経出版、二〇〇六年に収録）、増淵龍夫『漢代における国家秩序の構造と官僚』（『一橋論叢』二八四、一九五二年。後に同氏『中国古代の社会と国家』、弘文社、一九六〇年所収）、薩孟武『中国社会政治史』（三民書局、一九六一年、楊樹藩『兩漢尚書制度の研究』（『大陸雜誌』一三三、一九六一年、張亞濤A『兩漢尚書台』（『国立政治大学学報』五、一九六二年）、B『魏晉南北朝之尚書』（『国立政治大学学報』八、一九六二年）、周道濟『漢唐宰相制度』（嘉新水泥公司文化基金会、一九六四年）、山本隆義『中国政治制度の研究 内閣制度の起源と発展』（同朋社、一九六八年）、大庭脩『漢王朝の支配機構』（『岩波講座 世界歴史』四 古代四、一九七〇年。後に同氏『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年に収録）、山田勝芳『後漢の大司農と少府』（『史流』一八、一九七七年）、戸川芳郎『職官一則―尚書郎―』（『中哲文学会報』四、一九七九年）などがある。
- (2) 鎌田重雄『漢代の尚書官―領尚書事と録尚書事とを中心として―』（『東洋史研究』二六四、一九六八年）。
- (3) 当該問題に関する富田氏の代表的な論考として、A『前漢武帝期以降における政治構造の一考察―いわゆる内朝の理解をめぐる―』（『九州大学東洋史論集』九、一九八一年）、B『後漢時代の尚書・侍中・宦官について―支配権力の質的変化と関連して―』（『東方学』六四、一九八二年）、C『漢時代における尚書体制の形成とその意義』（『東洋史研究』四五二、一九八六年）、D『後漢前半期における皇帝支配と尚書体制』（『東洋学報』八一四、二〇〇〇年）、E『後漢後半期の政局と尚書体制―「省尚書事」をめぐる―』（『九州大学東洋史論集』二〇、二〇〇一年）、F『前漢初期政治史研究をめぐる―』（『新潟大学教育人間科学部紀要』六一、二〇〇三年）、G『尚書体制形成前史―前漢前半期の皇帝支配をめぐる―』（『日本秦漢史学会会報』四、二〇〇三年）、H『前漢武帝期の側近政治と「公卿」』（『新潟大学教育人間科学部紀要』八一、二〇〇五年）がある。
- (4) 近年の研究として、安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』（齊魯書社、一九八四年）、田中良『領尚書事と「政」の委任』（『鷹陵史学』一四、一九八八年）、黄留珠『東漢尚書職權試説』（『南都学壇』社会学版一九九〇一、一九九〇年。後に同氏『秦漢歴史文化論稿』、三秦出版社、二〇〇二年に収録）、藤田高夫『前漢後半期の外戚と官僚機構』（『東洋史研究』四八四、一九九〇年）、陳琳国『魏晉南北朝政治制度研究』（文律出版社、一九九四年）、東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五年）、好並隆司A『前漢後半期の政治と官僚制度』（『史学研究』一三三、一九九九年。後に同氏『前漢政治史研究』、研文出版、二〇〇四年に収録）、B『前漢代の内朝と宿宮の臣』（『芝蘭集―好並隆司先生退官記念論集―』、芝蘭集編集委員会、一九九九年。後に同氏『前漢政治史研究』に収録）、衛広来『漢魏晉皇權嬗代』（書海出版社、二〇〇二年）、卜憲群『秦漢官僚制度』（社会科学文献出版社、二〇〇二年）、羅永生『三省制新探―以隋和唐前期門下省職掌与地位为中心』（中華書局、二〇〇五年）などがある。
- (5) 以下、本稿では、作成された政策案が十分な審議を経て裁可され、政策として実施されるまでの一連の流れを、「政策形成」と呼

称する。

(6) 以下、本稿では、范曄『後漢書』からの引用は書名を省略し、司馬彪『統漢書』の志を除いた通算巻数のみを記す。

(7) 楊樹藩前掲論文、薩孟武前掲書、張重瀛前掲論文A・B、周道濟前掲書、鎌田前掲論文、黃留珠前掲論文、祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)、黃宛峰A「東漢三公・尚書職權弁析」(『南都學壇』社会科学版一九九一、四、一九九一年)、B「雖置三公、事歸台閣」考弁(『中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』五、法律出版社、一九九二年所収)、陳琳前掲書、衛広来前掲書、卜憲群前掲書など。

(8) 富田前掲論文B・C・D。富田氏は自説の論拠を明示していないので、その見解にただちに従うことは難しい。

(9) 一例を挙げれば、卷六一周拳列伝に「永和元年、災異數見、省内惡之。詔召公卿・中二千石・尚書詣顯親殿、問曰、[……]北郷侯親爲天子而葬以王禮。故數有災異。宜加尊諡、列於昭穆」。羣臣議者多謂宜如詔旨」とある。

(10) 例えば、前漢の事例として、『史記』卷一〇一鼂錯列伝に「詔以爲太子舍人・門大夫・家令。……數上書孝文帝時、言削諸侯事、及法令可更定者」、後漢のそれとして、卷三六陳元列伝に「時大司農江馮上言、『宜令司隸校尉督察三公』」とある。

(11) 漢代の尚書台が政策案を作成・審議する機関として機能していなかったことは、尚書台の機能や皇帝への戒めの言葉を記した揚雄「尚書箴」(『芸文類聚』「初学記」などに収録されている佚文を、清・嚴可均「全漢文」が集成・校勘)に、右の機能が見えないことから、うかがい知ることができ。ちなみに、「尚書箴」を含む漢代の官箴については、佐藤達郎A「漢代の古官箴 訳注篇」(『大阪樟蔭女子大学学芸学部論集』三九・四〇・四一、二〇〇二・二〇〇三・二〇〇四年)、B「漢代の古官箴 論考篇」(『大阪樟蔭

女子大学学芸学部論集』四二、二〇〇五年)を参照。

(12) 後漢の公府・將軍府の政治的機能について総論的に取り扱っているものとして、廖伯源「東漢將軍制度之演変」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇・一、一九八九年。後に同氏「歴史与制度漢代政治制度試釈」、香港教育図書公司、一九九七年に収録)がある。

(13) 漢代の三公に関する研究として、桜井前掲論文、伊藤徳男「前漢の三公について」(『歴史』八、一九五四年)、薩孟武前掲書、周道濟前掲書、大庭前掲論文、安作璋・熊鉄基前掲書、藤田前掲論文、祝総斌前掲書、黃宛峰前掲論文A・B、下倉涉「三公」の政治的地位について(『集刊東洋学』七八、一九九七年)、卜憲群前掲書、李玉福前掲書、紙屋正和「後漢時代における地方行政と三公制度」(『福岡大学人文論叢』三四・四、二〇〇三年)、富田前掲論文H、吉野賢一「前漢末における三公制の形成について」(『九州大学東洋史論集』三三、二〇〇五年)、福永善隆「前漢における丞相司直の設置について―丞相制の展開と関連して―」(『九州大学東洋史論集』三四、二〇〇六年)などがある。

(14) 光緒一四年重刊本「北堂書鈔」所引謝承「後漢書」の原文は、「馮岱」を「馬岱」に作るが、孔広陶の校訂に従い改めた。

(15) 「四府」について、卷二七趙典列伝の李賢注に「四府、太尉・司徒・司空・大將軍府也」、卷五八虞翻列伝の李賢注に「四府、謂太傅・太尉・司徒・司空之府也」とある。

(16) 当時の状況について、靈帝紀・建寧元年条に「九月辛亥、中常侍曹節矯詔誅太傅陳蕃・大將軍竇武及尚書令尹勳・侍中劉瑜・屯騎校尉馮述、皆夷其族。(竇)皇太后遷于南宮。司徒胡廣爲太傅、録尚書事。司空劉寵爲司徒、大鴻臚許栩爲司空」とある。

(17) 永田英正「漢代の集議について」(『東方学報』(京都)四三、一九七二年)、渡辺信一郎「天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼」

(17) 柏書房 一九九六年。

(18) 廖伯源前掲論文、渡辺前掲書を参照。

(19) 「三府」について、卷二七承宮列伝の李賢注に「三府謂太尉・司徒・司空府」とある。

(20) 富田前掲論文F・G・H。

(21) 前漢において、丞相・九卿以下の官僚が集議を開催していたことを示す事例として、『漢書』卷七八蕭望之伝に「西羌反、漢遣後將軍征之。京兆尹張敞上書言、「國兵在外、軍以夏發、隴西以北、安定以西、吏民竝給轉輸、田事頗廢。素無餘積、雖羌虜以破、來春民食必乏。……願令諸有臯非盜受財殺人及犯法不得赦者、皆得以差入殺此八郡贖罪。……」。事下有司（左馮翊蕭）望之與少府李彊議、「……」とある。ちなみに、前漢後半期の集議に関連して、紙屋正和「前漢後半期における中央政界と郡・国」（『福岡大学総合研究所報 人文科学編』七六、一九九一年）は、『漢書』杜周伝附杜延年伝に、燕王劉旦の謀反事件の際、桑遷（御史大夫桑弘羊の子）を匿った侯史吳を、少府徐仁が赦免したことが問題視された時のこととして「少府徐仁即丞相車千秋女婿也。故千秋數爲侯史吳言、恐（霍）光不聽。千秋即召中二千石・博士會公車門、議問吳法。議者知大將軍指、皆執吳爲不道」とあり、霍光の意向に従った九卿らが、侯史吳に対して「不道」の罪を適用していることから、前漢後半期、「政策」の審議結果には、その当時専権を振るっていた霍光・石顯・王莽らの意向が強く反映されていた、としている。しかし、右の史料によると、九卿らは刑の量定を行っているものであって、「政策」すなわち施政・施策に関して審議していたわけではないので、紙屋氏の解釈には従い難い。

(22) 西嶋前掲論文。

(23) 永田前掲論文。

(24) 米田健志「前漢後期における中朝と尚書―皇帝の日常政務との関連から―」（『東洋史研究』六四一、二〇〇五年）。

(25) 「兩府」について、『漢書』杜周伝附杜延年伝の如淳注に「兩府、丞相・御史府也」とある。

(26) 霸府については、石井仁A「參軍事考―六朝軍府僚属の起源をめぐって」（『文化』五一―三・四、一九八八年）、B「曹操の司空・丞相府について―漢六朝期における輔政と霸府」（『唐代史研究』創刊号、一九九八年）、韋慶遠・柏樺『中國官制史』（東方出版中心、二〇〇一年）などを参照。

〔附記〕 本稿は、二〇〇五年度早稲田大学史学会大会東洋史部会報告「後漢時代の尚書台と三公―宦官の勢力基盤と徵召の運用をめぐって―」（二〇〇五年一〇月一五日、於早稲田大学）の一部を基に、論文として著したものである。

（本学大学院博士後期課程在籍）